

第1回 下水処理水の再生水水質基準等マニュアル改訂検討会

議事要旨

1. 日 時 : 令和8年2月18日(水) 15:30~17:30
 2. 場 所 : 公益財団法人日本下水道新技術機構 8F 中会議室 (WEB 併用)
 3. 概 要 : 配付資料について事務局から説明が行われた後、「下水処理水の再生水水質基準マニュアル」の改訂に向けた具体的な議論が行われた。委員からの主な意見は以下のとおり。
- 資料3の「2. 下水処理水の再生水利用状況」における、融雪用水は、散水利用等に利用される「消雪用水」や、河川維持用水になる「流雪用水」等、それぞれの役割ごとに定義をするべきではないか。
 - ISO/TC282 の動向等を「下水処理水の再生水水質基準等マニュアル」に取り入れるにあたり、推奨を示す部分と、遵守すべき部分を分けて整理する必要がある。
 - 現行マニュアルで整理されている技術以外の処理技術や水質検査技術について、新たな技術を導入する方向にも働くように盛り込むことを検討して欲しい。
 - 河川維持用水としての利用が多いため、今回の改訂においては、河川維持用水についても検討するべきである。渇水・災害時の再生水利用の扱いについて方針を定めるべきである。
 - 能動的運転管理を実施している場合の再生水利用に関して、消毒剤使用量の水質への影響など、留意事項を整理する必要がある。
 - 本マニュアルのモニタリングの章において、モニタリング実施者を明確にする必要がある。また、モニタリング方法は、可能な限り負担の少ないものとする必要がある。
 - 資料3の7ページにおいて、再生水利用が進まない理由として知見不足があげられているため、作成するマニュアルはできる限り分かりやすく、再生水利用が取り組み易くなるような内容にする必要がある。
 - 散水用水は、呼吸器を通じて人と接触する可能性もあることから、その点を考慮した水質管理目標値を検討する必要がある。
 - 親水利用について、大腸菌以外のリスクをどの程度想定するべきかを整理し、安全性確保と利用しやすさのバランスのとれたマニュアルを策定する必要がある。

○現行マニュアルが策定されて以降、再生水利用に関して、各自治体により様々な工夫が行われ、一定の知見が得られている。今回作成する事例集は、それらの得られた知見を反映する必要がある。

以上